

広島県告示第二百九十八号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第十八条第五項の規定によって、農用地利用集積等促進計画を次のとおり認可した。

令和六年三月二十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 農用地利用集積等促進計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地	
氏名又は名称	住所	所在	面積(㎡)
西佐古 裕史	広島市	広島市安佐北区安佐町大字小河内字部府六六八二番三ほか一筆	一、七二四
沖政 賢太	広島市	広島市安佐北区安佐町大字小河内字丸原六〇八六番一ほか七筆	九、〇九三
木村 恵太郎	三次市	三次市小文町一三五番一ほか七筆	五、八七〇
島筒 洋二郎	山県郡北広島町	山県郡北広島町今田字宗国二七四〇番一ほか三筆	九、〇七六
島筒 洋二郎	山県郡北広島町	山県郡北広島町有間字甲掛四七四番	一、六七六
島筒 洋二郎	山県郡北広島町	山県郡北広島町有間字宮庄四九番ほか三一筆	四五、二六八
佐古 雄紀	山県郡北広島町	山県郡北広島町大朝字下小枝五八三三番一ほか九筆	一五、八五三
佐古 雄紀	山県郡北広島町	山県郡北広島町南方字中宗四〇二三番ほか二筆	五、四四八
佐古 雄紀	山県郡北広島町	山県郡北広島町大朝字脇原五七〇九番一ほか一五筆	三〇、四四三
佐古 雄紀	山県郡北広島町	山県郡北広島町田原字山根七七〇番一ほか三筆	八、七七二
佐古 雄紀	山県郡北広島町	山県郡北広島町大朝字大切五七七三番一ほか七筆	一五、七六八
佐古 雄紀	山県郡北広島町	山県郡北広島町大朝字後藤地六一九六番一ほか二五筆	四三、八二九
佐古 雄紀	山県郡北広島町	山県郡北広島町大朝字上組四八一三番一ほか一三筆	一七、〇二五
佐古 雄紀	山県郡北広島町	山県郡北広島町田原字大兒子原八九七番ほか一筆	七、〇九一
佐古 雄紀	山県郡北広島町	山県郡北広島町田原字横川三二〇番一ほか三筆	五、五五二
佐古 雄紀	山県郡北広島町	山県郡北広島町田原字横川三〇七番一ほか一筆	二、四〇八

二 認可年月日

令和六年三月二十七日